

長野県東筑摩郡麻績村議会

1 政策づくりと監視機能を十分に発揮している議会

議員控室を会場とした議員打合せ会を随時行って議員同士の自由で活発な討論を行い、施策の提言等につなげられるよう努めている。また、住民等からの請願、陳情、要請等の案件審議により採択した案件及び審議の結果導き出したものについては、意見書提出権を活用し議会として提言を行っているとともに、決算監査意見書を活用し、審査の過程で出された意見を政策立案や政策を質すなど監視機能の強化に努めている。

2 住民に開かれた議会

村民と議会の懇談会を参加しやすい時間帯として休日の夜開催し、対話集会と位置づけ忌憚のない意見をいただくとともに議員の考えも述べ身近な議員、開かれた議会となるよう目指している。また、休日議会を年1回開催し、平日に議場に足を運ぶことのできない村民から「傍聴できてよかった。」という声が聞かれ、より多くの村民に議会・行政への関心を深めてもらっている。子ども議会においては平成18年度から小学6年生が議長役も含め議員となって日頃感じている疑問点を質し、議員、村長はじめ管理職員が答弁するなどし、小学生は社会科の学習として、議会は議会への関心を高めてもらい、将来の村を託す人材育成につながることを願って年1回開催している。更に村のホームページのリニューアルに合わせ、議会に関する各種情報も積極的に掲載し、情報提供をするなど村民に開かれた議会を目指している。

3 地域振興のために特別な取組みをした議会

東日本大震災、豪雪災害、南木曾町土石流災害、御嶽山噴火、神城断層地震災害等の自然災害に加えて長野県が公表した地震被害想定では当村においても甚大な被害が想定されている。これらを踏まえ大規模な災害が発生し、村に災害対策本部が設置された場合、これに協力・支援するため議会に災害対策支援本部を設置し、村の対策本部と連携・協力を図り、災害の拡大防止と災害復旧に寄与するために、災害発生時の議会と議員の対応をルール化した対応要綱と議員の行動マニュアルを策定するとともに、被災地に足を運び被害状況や復旧状況を視察し、村内各地区の地域防災組織と村全体の防災計画について有効性のあるものにするよう努めている。